

「危険物施設に設置する高発泡消火設備の技術基準のあり方に関する検討会」
開催要綱（案）

（目的）

第1条 ラック式危険物倉庫等の危険物施設における危険物火災に対し、当該倉庫や区画内を高発泡の泡で埋め尽くすことで効果的に消火することが可能な新しい技術を用いた消火設備が開発されている。このような消火設備を危険物施設に導入することにより、危険物施設の安全確保に資するものとなることから、実証実験等により消火性能等を検証し、当該消火設備を危険物施設に設置する場合に必要な技術基準策定のための検討会を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）高発泡消火性能に関する事項
- （2）高発泡消火設備の効果的な消火方法のあり方に関する事項
- （3）（1）及び（2）を踏まえた高発泡消火設備に係る技術基準の策定に関する事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成26年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成25年7月23日から実施する。